

申告相談が始まります

5年分の所得税の確定申告と住民税の申告相談を受け付けます。

《受付期間》2月15日(木)～3月14日(木) ※土・日・祝日除く

●申告相談スケジュール

受付時間：午前9時～11時30分
午後1時～3時30分
各地区の指定日にご来場ください。

●インターネット受付予約

スマホやパソコンで申告相談の受付予約ができます。2月8日(木)午前9時から受付開始。
電話での受付予約はできません。



予約はこちら

日程/地区	滝根	大越	都路	常葉	船引(南)	船引(北)
月 日 曜	会場 地区	会場 地区	会場 地区	会場 地区	会場 地区	会場 地区
2月 15 木	行政局は 2月22日(木)から受付開始				要田出張所	美山出張所
16 金					要田	鹿又1
19 月					荒和田	鹿又2、長外路
20 火					笹山	鹿又3
21 水					芦沢西	新館
22 木					芦沢中、芦沢東	門鹿、大倉
26 月					芦沢南、芦沢北	石沢
27 火					上郷、遠山沢	横道
28 水					下郷、大堀	上移
29 木					上区、本郷	北移
1 金					桐山、門沢	南移
4 月					井堀・永谷	中山
5 火					文珠、石森	
6 水					春山	
7 木					下里	
8 金					今泉	
11 月					小沢、板橋	
12 火					北区・栄町	
13 水					大町、中町	
14 木					上町	
	滝根全地区	大越全地区	都路全地区	常葉全地区	船引全地区	

市では受付できない申告

- 次の申告に該当する方は、郡山税務署で申告してください。
- ①住宅ローン控除を初めて申告する。
- ②青色申告をする。
- ③土地・建物・株式の譲渡や先物取引、仮想通貨、山林所得の申告をする。
- ④贈与税、相続税、消費税の申告をする。
- ⑤雑損控除・繰越損失の申告をする。
- ⑥外国税控除を受ける。
- ⑦亡くなった方の申告をする。
- ⑧4年分以前の申告をする。

市役所に電子申告コーナーを設置

申告期間中、市役所会場に電子申告コーナーを設置します。市のパソコンやご自身のスマホなどを使用して電子申告をすることが可能です。

スマホで申告をしてみたいけど、自宅では初めてで不安という方は、この機会にぜひ電子申告をしてみましょう。

- 場所 市役所1階多目的ホール
- 期間 3月4日(月)～14日(木) 土・日・祝日除く
- ※申告書の作成(端末操作)はご自身で行っていただきます。

所得税または住民税の申告が必要な方

- 6年1月1日現在田村市に住所があり、次に該当する方
 - ①給与所得者のうち、次の方
 - ・給与収入のほかに20万円を超える所得があった方
 - ・2カ所以上から給与収入があり、年末調整をしていない方
 - ②事業所得(農業・営業)・不動産所得がある方
 - ③年金受給者のうち、次の方
 - ・公的年金などの収入が400万円を超える方または400万円以下で公的年金以外の所得が20万円を超える方
 - ④収入がなく、市内居住者の扶養対象になっていない方
 - ⑤5年中に新たに住宅ローンでマイホームを取得または増改築をした方
 - ⑥譲渡所得(土地・建物・株式など)があった方
- 申告が必要か確認する「申告フローチャート」は市ホームページをご覧ください。▶▶▶



申告相談受付会場

申告する内容によって、受付できる会場が変わります。

- ①～③に該当する方：田村市会場または郡山税務署会場
- ④に該当する方：田村市会場でのみ受付
- ⑤⑥に該当する方：郡山税務署会場でのみ受付

申告に必要なもの

必要な書類が不足していると申告相談の受付ができません。再度来ていただく場合がありますので、必ず事前に資料の確認・準備をお願いします。

- ①収入が分かる書類
 - ・給与/公的年金の源泉徴収票
 - ・農業/営業/不動産の収支内訳書など
- ②控除対象額が分かる書類
 - ・生命保険、地震保険の控除証明書/医療費控除の明細書など
- ③マイナンバーカード
 - 持っていない方は、通知カードまたはマイナンバー記載の住民票と本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)
- ④前年に確定申告している場合
 - 税務署からの「確定申告のお知らせ」
- ⑤所得税の還付がある場合
 - 振込先の分かる本人名義の通帳など

申告書の作成でお困りのときは…

「税務相談チャットボット」に相談してください。AIの「税務職員ふたば」が質問にお答えします。



それでも分からないときは…

市役所・税務署にお越しいただくと混雑時は、長時間待つこともありますので、まずは電話で相談してください。

【e-Tax・作成コーナーヘルプデスク】

☎0570-01-5901

●受付時間

午前9時～午後5時(土・日・祝日除く)

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方へ

収入がなく、市内居住者の扶養対象になっていない方が、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料などの軽減を受ける場合、収入がなかったことの申告が必要です。

専用の申告書(簡易申告書)は窓口などで配布するので、記入のうえ提出してください。

- 簡易申告書・事業用収支内訳書・医療費控除の明細書の様式は、税務課・各行政局で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

申告の注意点(事前準備)

収支内訳書/医療費控除の明細書は、本人による計算記載が必要です。必ず事前に「農業/事業/不動産の収支内訳書」「医療費控除の明細書」を作成しましょう。

領収書だけをお持ちいただいた場合、申告受付することはできません。



様式のダウンロードはこちら▶

郡山税務署からのお知らせ 岡郡山税務署 ☎024-932-2041

自宅で申告書作成・送信

スマホやパソコンなどから、国税庁ホームページ内の「確定申告書コーナー」にアクセスし、画面内の案内に従って金額を入力するだけで申告書が作成できます。さらにマイナンバーカードを利用するマイナポータル連携をすると金額が自動入力され、集計や入力が必要なくなり、計算誤りなどもなくなります。

《電子申告のメリット》

- ①税務署・市役所に行く必要なし
- ②印刷・郵送代が不要
- ③添付書類が提出不要※一部例外あり
- ④申告期間中、24時間利用可能
- ⑤早期還付

申告書の作成はこちら▼



税務署の申告会場

- 日時 2月16日(金)～3月15日(金) 午前9時30分～午後4時
 - 場所 南東北総合卸センター(郡山市)
 - 入場
 - 会場へ入場するには「入場整理券」が必要です。当日会場で配布するほか、LINEによる事前発行を行います。
 - 持物 スマホ・タブレットなど、マイナンバーカード(暗証番号)
- ※申告書は、ご自身のスマホなどを使用して作成していただきます。